

緑の保全・回復

～残された緑の保全と緑化の推進～

【重点分野の目標の達成状況】

■市域面積の30%に相当する緑の確保

300㎡以上のまとまりのある樹林地、農地、河川等、運河で市域の約26%(2006年調査)。

・樹林地【目標値:400ha】

2010年度末の市域における法律、条例等の施策により保全されている樹林地は、前年に比べ2ha増加し、211haになりました。

・農地【目標値:500ha】

2011年1月1日現在の農地面積は、前年より11.3ha減少し、622.6haとなりました。

・公園緑地【目標値:1,000ha】

2010年度末の市域における公園緑地は、前年に比べ28か所増加し、714.99haになりました。

(1,191か所、市民1人当たり5.01㎡)

本市では、1995年10月に策定した「川崎市緑の基本計画」に基づき、緑の保全及び緑化の推進に係る施策を展開しています。また、「川崎市緑の基本計画」では、市民との協働による緑の保全・創出・育成を重要な施策と位置づけ、人材の育成や市民活動の支援などの取り組みを進めています。その結果、緑の活動団体、街路樹等愛護会、公園管理運営協議会の発足などの促進により、多くの市民による緑の地域活動が行われています。

なお、「川崎市緑の基本計画」は2008年3月に改定し、新たな将来像と、その将来像を実現するための5つの基本方針、50の基本施策、132の主な取り組みを掲げ、様々な主体との協働により、緑の保全・創出・育成を進めています。

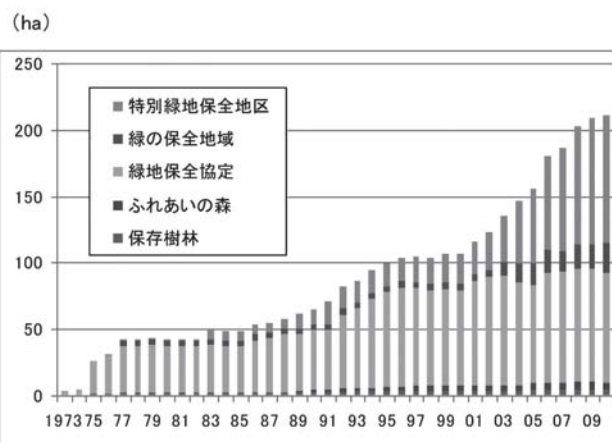
●樹林地の保全●

▼特別緑地保全地区、緑の保全地域の指定

市内に残る緑を守るため、風致や景観に優れている樹林地などを、「特別緑地保全地区」として都市計画に定め、恒久的な緑地の保全に努めています。現在は58か所、約96.0ha指定しています。

また、その他豊かな林相、水辺地などと一体となって良好な緑を形成している樹林地を条例により「緑の保全地域」として指定しており、新たに2か所、約3.5haを指定し、現在23か所、約22.6haとなっています。

緑地保全協定は、133件、約82.7haが保全されています。



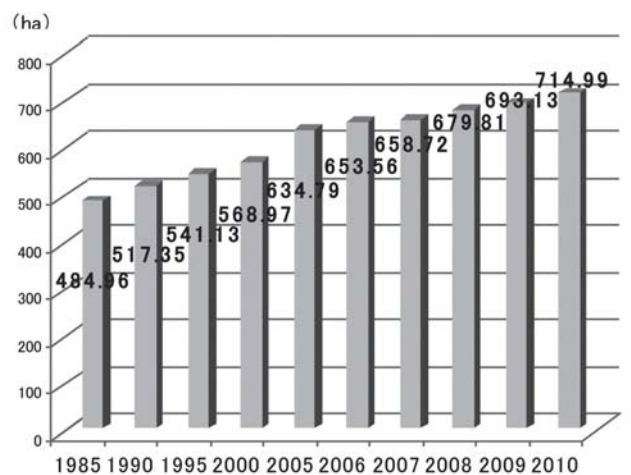
樹林地の保全の推移

●公園緑地の整備●

公園緑地は、都市における緑のオープンスペースの中核をなすものであり、都市の安全性の確保、良好な都市環境の形成、スポーツ・レクリエーション活動や災害時の避難場所・救済活動の拠点、地球温暖化対策、市民活動拠点、環境学習の場など重要な役割を担っております。こうしたことから大規模公園緑地の整備や生活空間における身近な公園の確保など、多様な顔を持った公園緑地の整備を推進します。

●都市緑化の多様な展開●

緑豊かなまちづくりには、市はもとより、市民、事業者の皆さんによる総ぐるみの緑化推進が必要です。そのため、本市では「市民による100万本植樹運動」、「かわさき緑のカーテン大作戦」の実施、「地域緑化推進地区」の認定、「みどりの事業所推進協議会」への市内事業所の加入促進、「屋上緑化等助成制度」などの各種助成、「花と緑のまちづくり講座」、「里山ボランティア育成講座」などによる人材の育成など様々な緑化施策を用いながら都市緑化を推進しています。また、緑の活動団体、街路樹等愛護会、公園管理運営協議会の発足などの促進により、多くの市民の協働により緑の地域活動が行われています。



公園緑地面積の推移

(年度末)